

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社堀内組 長崎県佐世保市光町109番地

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年6月30日～令和7年9月29日（3ヵ月）

九州区域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

3 指名停止理由

株式会社堀内組の当時社員が、長崎県佐々町が発注した複数の公共工事をめぐり、令和7年3月8日及び3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年3月28日及び4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる 場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑によ り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該区域内の他の公共機関の職員	当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該区域外の他の公共機関の職員	当該区域を対象として 1ヵ月以上12ヵ月以内

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 山龍
長崎県佐世保市小佐々町田原69-34

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年6月30日～令和7年9月29日（3ヵ月）

九州区域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

3 指名停止理由

株式会社山龍の当時代表取締役及び他社1名が、長崎県佐々町が令和6年7月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年3月28日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 春本工業
長崎県佐世保市白仁田町41-2

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年6月30日～令和7年9月29日（3ヵ月）

九州区域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

3 指名停止理由

株式会社春本工業の当時代表取締役及び他社1名が、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED化工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内